

1 治水 霞ヶ浦の最高水位をYP(+)二・八五m以上にしないこと。YP(+)二・〇〇m以上の洪水持続日数を七日以内にとどめること。

被害等については、万全の補償措置を講ずると共に、これに関連した総合的な地域整備を積極的に推進する。

2 利水 霞ヶ浦周辺地域の生活環境改善と各種産業の振興に必要な利水事業を推進し、併せて首都圏の広域的用水需給策の一環として、当面昭和五十年年度を目的に、新規毎秒四〇m³(都市用水二三m³農水一七m³)の水源開発を促進する。

1. 農業基盤整備
2. 水産振興対策
3. 水道の整備
4. 河川改修
5. 港湾整備

3 水質保全 水道水源としての機能維持を前提とし、国の定める水質環境基準の類型を適用し、次の計画を進める。

5 環境開発 既定の諸地域開発計画と有機的連けを保ち将来にわたって霞ヶ浦とその周辺地域が豊かでかつ快適な自然環境のもとで首都圏における保健、休養および教化の場として維持発展させるための施策を積極的に促進する。

1. 下水道の整備
2. 工場排水の規制
3. 畜産排水処理施設の整備
4. と畜場汚水処理施設の整備
5. し尿処理施設の整備
6. 廃棄物処理施設の整備
7. 富栄養化対策と浄化用水導入等
8. 河川湖沼の浚渫清掃
9. 監視観測体制の整備

1. 水域保全 湖面積二〇〇キロ平方メートル保全
2. 自然資源の保護
3. 文化財等の保全
4. 観光レクリエーション施設の整備

〈参考資料二〉

環境基準は、公害対策基本法第九条を根拠として策定されているもので、昭和四十五年に設定されました。環境基準は「人の健康に係る環境基準」と「生活環境に係る環境基準」に分かれています。

4 地域整備 水資源開発事業の実施により周辺の農業、水産業、舟運など生活及び産業基盤に及ぼす影響